

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第2-101-2号
2	公募日	令和7年7月14日
3	契約担当者	能代市長 齊 藤 滋 宣
4	件名	公園遊具等塗装業務委託
5	業務場所	出戸小街区公園ほか
6	履行期間	契約締結日～令和7年11月28日
7	当該業務の主管課	都市整備部 都市整備課 電 話 番 号 0185-89-2197 ファクシミリ番号 0185-89-1779
8	物品又は委託の種別	委託(総額入札)
9	主な仕様(概要)	公園遊具等の塗装業務 ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること (1) 令和6・7年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に登録されている者であること (2) 秋田県内に契約の締結できる営業所を有していること (3) 国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと (4) 令和6・7年能代市物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」で申請している者であること
11	入札に関する注意事項	入札金額は総額とする
12	入札予定日	令和7年7月29日 (火) 午後1時20分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	入札の場所	能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室
14	その他	(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり

入札スケジュール

件 名：公園遊具等塗装業務委託

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和7年7月14日（月） 正午から 令和7年7月16日（水） 午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和7年7月14日（月） 正午から 令和7年7月16日（水） 午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり 提出先：業務主管課
3	申込書類の受付	令和7年7月14日（月） 正午から 令和7年7月18日（金） 午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和7年7月18日（金） 午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	令和7年7月23日（水）	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和7年7月29日（火） 午後1時20分 会 場：能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

令和 年 月 日

住 所
申込者 商号又は名称
代表者氏名
(名簿記載番号)

なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件（指名停止を受けていないこと等）を満たし、地方自治法施行令第167条の4（ただし、第2項は他の地方公共団体に限る）に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発 注 番 号	第2-101-2号			
物 品（業 務）名	公園遊具等塗装業務委託			
本入札に関する 連 絡 先	担 当 者 名			
	電 話 番 号		F A X 番 号	

入 札 書 (第 回)

令和 年 月 日

能代市長 齊 藤 滋 宣 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

委 託 名	公園遊具等塗装業務委託
入 札 金 額	¥
入 札 保 証 金	能代市財務規則第 1 1 2 条第 1 項第 3 号により免除
備 考	

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

- 1 入札に参加する者に必要な要件
 - (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登録されている者であること。
 - (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと。
※落札決定の日は、入札日をいう。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。
- 2 仕様書等に関すること。
 - (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア 閲覧又は貸出場所	能代市総務部契約検査課
イ 閲覧又は貸出時間	4時間以内
ウ その他	設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
 - (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問方法	簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
イ 提出先	物品・委託等の業務主管課
 - (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。
- 3 入札参加申込等に関すること。
 - (1) 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
 - (2) 申込書類の入手方法

ア 交付場所	能代市総務部契約検査課
電話番号	0185-89-2222
※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。	
イ 交付費用	無料
 - (3) 申込書類の作成
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
 - (4) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法	持参又は書留郵便によること。
イ 提出先	能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
 - (5) 入札参加の辞退
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあつては入札辞退届を、入札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
- 4 指名通知等
 - (1) 指名通知
申込書類の確認の結果、適当と認めた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
 - (2) 非指名通知
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせること。

5 入札、落札決定に関する注意事項

- （１）能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- （２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- （３）入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、１枚（１回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- （４）入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- （５）落札決定から契約締結までの間において、落札者が１に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

6 契約の締結に関すること

- （１）契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内とする。
- （２）契約保証金については、規則第１２７条の規定による。

7 その他必要な事項

- （１）申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- （２）提出された申込書類は返却しない。
- （３）申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- （４）履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- （５）契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から３０日以内に支払う。

※測量士等（所得税法第２０４条第１項第２号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。

- （６）申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 ０１８５－８９－２２２２

ファクシミリ番号 ０１８５－５４－６４６０

令和 7 年度 公 共 事 業									
設 計 書									
能代市									
市 長	副 市 長	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	課 長 補 佐	検 算 者	設 計 者	
着 工		自 令和 年 月 日				摘 要	工 期 日 間		
完 成 期 日		至 令和 7 年 11 月 28 日							
工 事 番 号		第 号							
公 園 名 等									
施 工 位 置									
業 務 名		遊具等塗装委託							
設 計 額		金 円也							
業 務 概 要		○遊具等塗装 1 式 (公園数：1 0 遊具数：2 1)							

遊具等塗装業務委託

内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明 細 単 価 番 号	摘 要
直接工事費						
塗装工						
大型滑り台 出戸街区公園 ほか	3.00	基			第 1 号代価表	
中型滑り台 大瀬団地西遊園地	1.00	基			第 2 号代価表	
大型 4 連ブランコ 出戸小街区公園 ほか	2.00	基			第 3 号代価表	
大型 2 連ブランコ 田子向 2 遊園地 ほか	2.00	基			第 4 号代価表	
小型 4 連ブランコ 落合第 1 公園 ほか	2.00	基			第 5 号代価表	
小型 2 連ブランコ 大瀬団地西遊園地 ほか	2.00	基			第 6 号代価表	
境界柵（両面） 出戸小街区公園 ほか	5.00	基			第 7 号代価表	
3 間鉄棒 下大野遊園地 ほか	2.00	基			第 8 号代価表	
シーソー 出戸街区公園	1.00	基			第 9 号代価表	
山型雲梯 畠町遊園地	1.00	基			第 1 0 号代価表	
仮設工						
単管バリケード 設置・撤去	1.00	式			第 1 1 号代価表	
直接業務費計						
諸経費	1.00	式				
法定福利費	1.00	式				
委託価格計						
消費税等相当額	1.00	式				10%
合 計						

能代市

[illegible]

遊具等塗装

第2号代価表				(遊具等塗装 遊具別)		
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明 細 単 価 番 号	摘 要
遊具名：中型滑り台						
素地調整 3種ケレン	1.00	式				
下塗2回（赤さび1回、白1回） 変性エポキシさび止め塗料	1.00	式				
上塗2回（各色2回） ウレタン樹脂塗料	1.00	式				
合 計						

遊具等塗装

第3号代価表				(遊具等塗装 遊具別)			
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量		単 位	単 価	金 額	明 細 単 価 番 号	摘 要
遊具名：大型4連ブランコ							
素地調整 3種ケレン	1.00		式				
下塗2回（赤さび1回、白1回） 変性エポキシさび止め塗料	1.00		式				
上塗2回（各色2回） ウレタン樹脂塗料	1.00		式				
合 計							

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

遊具等塗装

第 1 1 号代価表							
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量		単 位	単 価	金 額	明 細 単 価 番 号	摘 要
単管バリケード 設置・撤去							
普通作業員			人				
足場パイプ 長4000mm			本				
A型バリケード			組				
合 計							

仕 様 書

第 1 条（用語の定義）

指示、承諾及び協議とは次の定義による。

1. 指示とは、発注者が、受注者に対し本業務に関する方針、基準又は計画など示し、実施させることを言う。
2. 承諾とは、受注者が発注者に報告し、発注者が了解することを言う。
3. 協議とは、発注者と受注者が対等の立場で合議することを言う。

第 2 条（業務内容の確認）

受注者は、主要な業務作業段階のうち、あらかじめ発注者が指示または依頼した箇所については、発注者の承諾を得なければ作業を進めてはならない。

第 3 条（設計図書等の確認）

受注者は、業務着手前に設計書等の内容について確認把握し、疑義がある場合は直ちに発注者と協議・確認しなければならない。

第 4 条（業務管理）

1. 受注者は、業務実施に当たり、関係法令を遵守し、常に適切なる管理を行わなければならない。
2. 現場が隣接し、又は同一場所において別途工事等がある場合には、常に相互協調するとともに、利用する成果については照合を行わなければならない。
3. 受注者は、業務実施に当たり、公衆に迷惑を及ぼさないように努めなければならない。
4. 受注者は、業務作業中、安全に留意しなければならない。

第 5 条（土地の立入り等）

1. 受注者は、業務を実施するため公有地又は私有の土地に立ち入る場合はあらかじめ発注者に報告するとともに、受注者の責任において関係者と緊密かつ十分なる協調を保ち円滑な業務の進捗を期さなければならない。
2. 受注者は、業務実施のため植物、花き、さく等の伐採又は土地若しくは工作物を一時使用する場合は所有者の承諾を得て行うものとする。
この場合において生じた損失は、受注者が負担するものとする。

第6条（関係官公庁その他への手続等）

1. 受注者は、業務実施のために必要な関係官公庁その他に対する諸手続は発注者と打ち合わせのうえ、受注者において迅速に処理しなければならない。
2. 受注者は関係官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議するものとする。

第7条（提出書類）

1. 受注者は契約締結後、必要に応じ、関係書類を発注者に遅滞なく提出しなければならない。
2. 指示、承諾及び協議は、原則として書面によりこれを行うものとする。

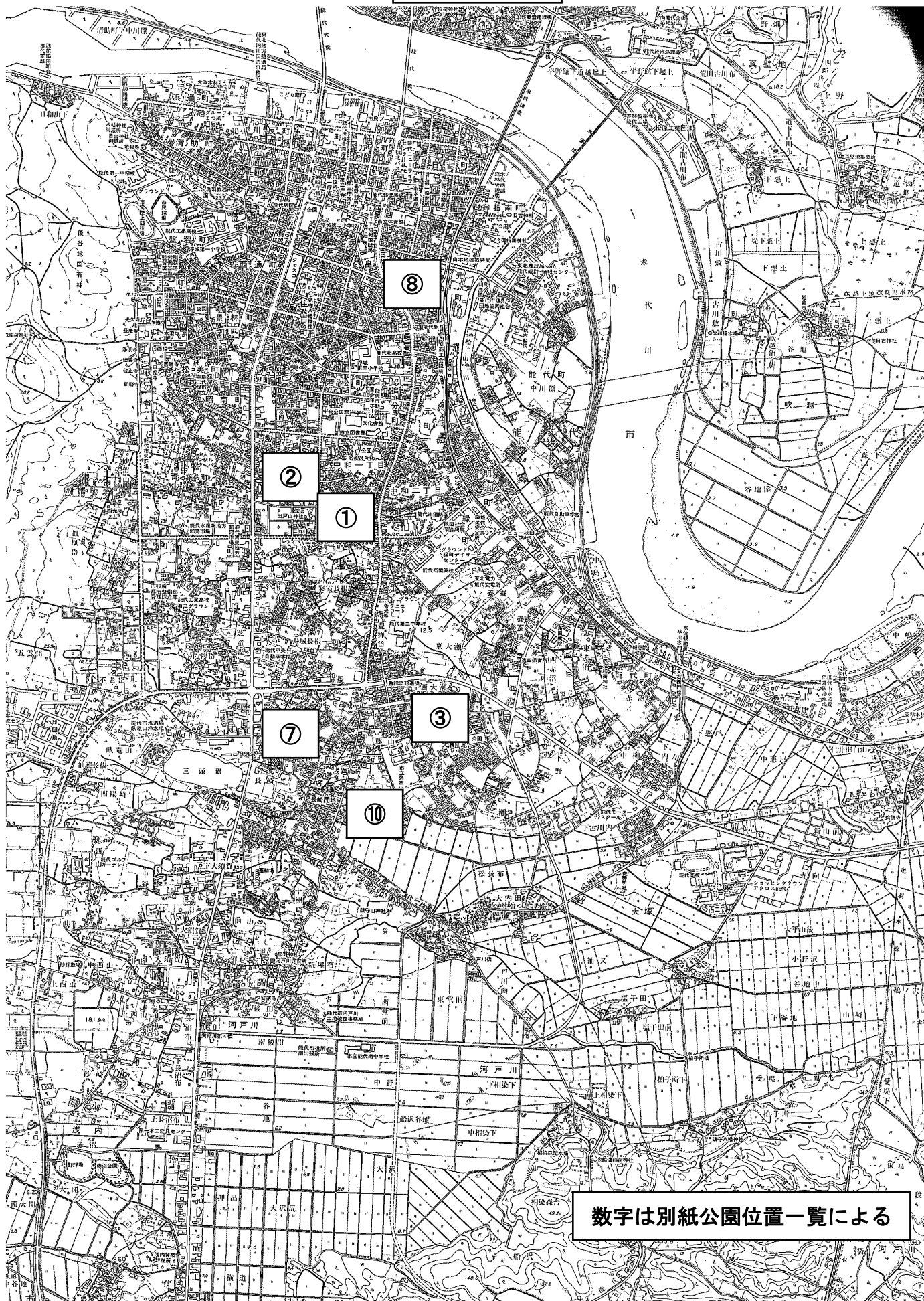
第8条（期間）

本業務の期間は、契約締結日から令和7年11月28日までとする。

公園一覽

No,	公園名	所在地
1	出戸小街区公園	出戸本町248
2	出戸街区公園	出戸本町187
3	大瀬団地西	字大瀬儘下29-1
4	落合第一	落合字下谷地204
5	落合第三	落合字下谷地277
6	下大野（向能代駅前）	落合字下大野70-163
7	田子向 2	字田子向73-64、75-3
8	畠町	畠町182-3
9	浜浅内	浅内字出戸谷地114、113-2、113-1
10	松長布西	松長布32-20

公園位置図 1



数字は別紙公園位置一覧による

公園位置図 2



公園位置図 3



数字は別紙公園位置一覧による

対象遊具等一覧

番号	公 園 名	遊 具 名	設 置 年	経 過 年
1	出戸小街区公園	大型4連ブランコ	昭和55年	45
		境界柵（両面）	昭和55年	45
2	出戸街区公園	大型滑り台	平成21年	16
		シーソー	昭和54年	46
		3間鉄棒	平成8年	29
3	大瀬団地西	小型2連ブランコ	昭和46年	54
		中型滑り台	平成12年	25
4	落合第一	小型4連ブランコ	昭和56年	44
5	落合第三	小型4連ブランコ	昭和57年	43
		境界柵（両面）	昭和57年	43
6	下大野（向能代駅前）	3間鉄棒	昭和58年	42
7	田子向2	大型2連ブランコ	昭和56年	44
		境界柵（両面）	昭和56年	44
8	畠町	小型2連ブランコ	平成9年	28
		山型雲梯	昭和51年	49
9	浜浅内	大型4連ブランコ	昭和56年	44
		境界柵（両面）	昭和56年	44
		大型滑り台	平成11年	26
10	松長布西	大型2連ブランコ	昭和51年	49
		境界柵（両面）	昭和51年	49
		大型滑り台	平成14年	23